

令和7年第3回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨		付託委員会
陳情 第 2 号	みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設管理事業に関する陳情書	みなかみ町猿ヶ京温泉216番地 窪田金嘉	令和7年5月7日 産業観光生活環境常任委員会
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>猿ヶ京温泉は、昭和45年に開設されたみなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設管理事業（村営1号基温泉）の恩恵を受けて旅館及び民宿は栄えてきました。</p> <p>しかし、50年以上が経過したいま、猿ヶ京温泉は窮地に立たされています。町営温泉（村営1号基）を利用してきた旅館・民宿が閉館に迫り込まれているからです。</p> <p>しんでん屋、本伝、みくに荘、ライフケア、殆どの民宿が姿を消し、遠くないうちに消えていく旅館・民宿も少なくありません。改めて数え上げれば5軒以上が経営難で閉館も間近です。町営温泉の抜本的改革が進まなければ衰退は免れません。</p> <p>猿ヶ京温泉衰退の原因のひとつに町営温泉の運営管理体制にあります。</p> <p>数回に亘り高付加価値化を推進してきた国の施策への対応、つまり高付加価値化を実施した旅館等への付加価値づくり対策を町は考えてこなかったこと、県が発信している「温泉文化」への実現に向けた猿ヶ京温泉の温泉事情を認識していないこと、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設管理事業を指定管理にしたことで給湯管理状況の把握が出来ていないことによる整備不足が目立っていること、また時代の変遷に向き合うこともせず町営温泉給湯管理運営をしてきた結果、古い条例に縛られた町営温泉は猿ヶ京温泉の旅館・民宿の発展を妨げている存在になってしまったことです。</p> <p>3ヵ町村がひとつになった平成の合併で、猿ヶ京温泉への職員や議員の意識が薄くなったことも要因のひとつではないかと考えております。</p> <p>このことを踏まえ、猿ヶ京温泉発展のために自主自立を目指すためにも、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設管理事業（町営温泉）の在り方を見直す時期にきたと考えております。積立金及び温泉使用料の収支関係の不透明さ、指定管理による給湯管理運営の整備管理のずさんさ、現行の温泉供給が受湯権者の将来的発展を妨げていること、町営温泉自体の存在が将来的不安になることが挙げられます。</p> <p>今後、猿ヶ京温泉の発展を考えるならば、受湯権者はもとより町職員・議員も含め、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設管理事業（町営温泉）の現状を隈なく把握することが、受湯権者の将来的発展に繋がるとの考えから陳情した次第であります。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>1) 町営温泉は、昭和45年に開設され猿ヶ京温泉の発展に多大な貢献をしてきました。受湯権者は、受湯権利料を口数に応じて支払った後、現行条例に準じて温泉使用料を毎月徴収され、受湯契約した村営1号基の源泉を利用して、猿ヶ京温泉の旅館・民宿は長年にわたり経営してきてきました。</p>		

しかし、長年旅館・民宿に給湯してきた町営温泉は、契約外の村営1号基源泉と湯島共有泉の混合温泉であり、さらに無許可による似て非なる温泉を長年給湯してきたことが確認されました。

現在も旅館・民宿の風呂の脱衣場には、村営1号基の温泉成分等揭示表を掲示してきましたので、混合温泉が県の許可を得ていないことの証となります。

町は、混合温泉（村営1号基源泉と湯島共有泉）を受湯権者に長年隠し通し、現行条例を基に町営温泉として温泉使用料及び温泉使用超過料を徴収してきたこととなります。町営温泉を混合温泉（村営1号基源泉と湯島共有泉）にした時点で、温泉法違反になります。温泉法は大変厳しい法律です。

温泉法違反による町営温泉の給湯は、受湯権者に対する民法第562条、商法第526条に抵触します。「契約不適合責任」です。

長年無許可の温泉を給湯してきた町には、温泉法違反、条例違反、受湯権者への契約違反と賠償責任を負うこととなります。

よって、温泉使用料・温泉超過料の一方的な相殺処理による受湯権者への受湯権利料の返却を求めます。さらに、長年支払ってきた温泉使用料及び温泉超過料においても、契約外の無許可な温泉（村営1号基源泉と湯島共有泉：混合温泉）給湯であるため、混合温泉の給湯開始日まで遡って温泉使用料・温泉超過料の返金を求めます。

2) 受湯権者の現状を見ると、将来的に町営温泉の解約が増えていく可能性が高くなり、受湯権利料の支出が順次発生していきます。

積立金（受湯権利金）が一般会計を通して支出されているとのことですが、何故、一般会計を通すのかは不自然ですし支出に制限が掛かります。積立金は税金ではないため一般会計とは一切関係ない処理を求めます。

3) 毎月徴収されている温泉利用料は、指定管理者（株式会社猿ヶ京温泉夢未来）の収入として計上され、毎月の経費に支出されていますが、本来、受湯権者から徴収した温泉使用料は、受湯権者が健全経営できるための猿ヶ京温泉給湯施設管理費用として利用されるべきです。

温泉使用料の用途が不明瞭であるため、温泉メーター器の耐用年数が過ぎても交換ができない、排気弁の故障も放置状態で空気（エア）抜きが全く出来ていない、温泉タンクの清掃も義務付けされていますが清掃されたところを見たことがない、毎月1回温泉の検診に回っているだけで定期点検は指定管理者になってから実施なし、このような管理状態が現実です。

現状を鑑み、株式会社猿ヶ京温泉夢未来（まんてん星の湯）の収支の中にみなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設管理事業の収入を区別していただき、受湯権者への健全経営が可能な環境に適した体制づくりを求めます。

4) 猿ヶ京温泉は、時代遅れな町営温泉の運営管理と現行条例通りの強行により、旅館経営が厳しい状況に追い込まれていることはお判りいただけたかと思えます。

近い将来、時代に合った高付加価値化を目指し猿ヶ京温泉の発展につなげるためにも、地元有志で作った団体に町は町営温泉給湯管理事業を譲るべきと考えます。

みなかみ町が、地元有志に町営温泉給湯管理事業を任せることで、昭和45年から

猿ヶ京温泉を支えてきた町営温泉の自主自立の道が新たに開けます。

猿ヶ京温泉の旅館・民宿は、「寄らば火樹の陰」の考え方を变えることで、猿ヶ京温泉は生まれ変わるはず。その原動力になるのが「温泉」です。

そこで、猿ヶ京温泉給湯施設管理事業を地元有志に委ねるための話し合いを求めます。受湯権者も高齢化し、後継者もない旅館・民宿が増えています。躊躇していると、猿ヶ京温泉給湯施設管理事業は行き詰まることは眼に見えています。早い解決を望みます。